





の9年間とします。

また、計画の進捗状況等については、別に設定する動物愛護推進目標等をもとに、毎年度達成状況を点検するとともに、平成30令和7年度を中間目標年度として、定時的な進行管理と評価を行って必要な見直しをまいります。

#### 4 計画の基本方向（人と動物が共生する地域社会の実現）

##### (1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着

動物が命あるものであることを踏まえ、人と動物の共生を前提に、動物の習性を理解した適正な取扱いや飼育管理について、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体、地域、動物取扱業者、動物の飼い主等、多くの関係者が連携協働して、幼児教育・学校教育などの教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護意識の普及啓発に努め、日常生活への定着に取り組みます。

特に、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、生命尊重等の情操の涵養を図るための普及啓発活動に積極的に取り組みます。

##### (2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底

動物の適正な飼養は飼い主の責務であり、動物愛護の根幹でもあります。飼育している動物の健康と安全の保持、人の生命や財産への危害の防止、動物の飼養を通じた他人への迷惑防止に常に留意し、動物を終生飼養することが飼い主に課せられた責務です。

しかしながら県内では、飼い犬については条例に規定しているけい留義務を守らない飼い主も多くおり、動物の適正飼育に関して飼い主の認識には相違が見受けられます。

こうしたことから、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体、動物取扱業者等の関係者が連携して、動物の適正飼育と飼い主責任の徹底に関する啓発とモラル向上運動に取り組み、「人と動物が共生する地域社会」づくりを進めます。

##### (3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割

動物の愛護及び管理をめぐる課題に、地域の実情を踏まえて効果的に取り組むため、関係者が適切な役割分担の下に、重層的なネッ

の9年間とします。

また、計画の進捗状況等については、別に設定する動物愛護推進目標等をもとに、平成30年度を中間目標年度として、定時的な進行管理と評価を行います。

#### 4 計画の基本方向（人と動物が共生する地域社会の実現）

##### (1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着

動物が命あるものであることを踏まえ、人と動物の共生を前提に、動物の習性を理解した適正な取扱いや飼育管理について、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体、地域、動物の飼い主等、多くの関係者が連携協働して、幼児教育・学校教育などの教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護意識の普及啓発に努め、日常生活への定着に取り組みます。

特に、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、生命尊重等の情操の涵養を図るための普及啓発活動に積極的に取り組みます。

##### (2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底

動物の適正な飼養は飼い主の責務であり、動物愛護の根幹でもあります。飼育している動物の健康と安全の保持、人の生命や財産への危害の防止、動物の飼養を通じた他人への迷惑防止に常に留意し、動物を終生飼養することが飼い主に課せられた責務です。

しかしながら県内では、飼い犬については条例に規定しているけい留義務を守らない飼い主も多くおり、動物の適正飼育に関して飼い主の認識には相違が見受けられます。

こうしたことから、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体、動物等の関係者が連携して、動物の適正飼育と飼い主責任の徹底に関する啓発とモラル向上運動に取り組み、「人と動物が共生する地域社会」づくりを進めます。

##### (3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割

トワークを作り、それぞれが主体性をもって参画・協働し、推進体制の構築を図ります。

【関係者の役割分担】

① 県及び中核市の役割

県（動物指導センター）は、動物愛護及び管理の推進の中核（拠点）として、市町村、民間団体、動物愛護推進員等と緊密に連携し動物愛護推進体制を構築するとともに、この計画全体の進行管理を行う。

また、中核市は、動物愛護管理行政を担う立場から、県とともに推進計画の進行を図る。

② 市町村の役割

市町村は、この計画に基づき、動物愛護推進員等と連携して、地域における動物の飼い主、住民に対する普及啓発を推進する。

また、一部の市町村では、不妊去勢手術への助成、動物愛護管理条例の制定、動物愛護協議会の設置が行われるなど、地域での動物愛護管理の問題解決に向けた先導的な取り組みが行われ、一定の成果が得られていることから、これらの取り組みを参考として、各市町村の実情に合わせた関連施策の充実強化に可能な限り取り組んでいく。

また、災害発生時における愛玩動物の同行避難に備え、避難所の一時収容施設を設置する等、関係機関と協力し、被災動物への適切な対策を講ずるよう努める。

③ 動物の飼い主の役割

動物の飼い主は、法令を遵守し、動物が命あるものであることを十分に認識したて、動物を飼っていない人や苦手な人に配慮したうえで、適正な飼育管理に努め、「人と動物がの共生する地域社会」実現のための飼い主責任を履行する。

④ 県民の役割

県民は、この計画を理解し、「人と動物がの共生する地域社会」実現のために必要な協力を行う。

⑤ 公益社団法人茨城県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の役割

県獣医師会は、公益的な職能団体として専門的な立場から、公衆衛生の向上、動物愛護文化の普及発展の面からこの計画を

① 県の役割

県（動物指導センター）は、動物愛護\_\_\_\_\_推進の中核（拠点）として市町村、民間団体、動物愛護推進員等と緊密に連携し動物愛護推進体制を構築するとともに、この計画全体の進行管理を行う。

② 市町村の役割

市町村は、この計画に基づき、動物愛護推進員等と連携して、地域における動物の飼い主、住民に対する普及啓発を推進する。

また、一部の市町村では、不妊去勢手術への助成、動物愛護管理条例の制定、動物愛護協議会の設置が行われるなど、地域での動物愛護管理の問題解決に向けた先導的な取り組みが行われ、一定の成果が得られていることから、これらの取り組みを参考として、各市町村の実情に合わせた関連施策の充実強化に可能な限り取り組んでいく。

③ 動物の飼い主の役割

動物の飼い主は、\_\_\_\_\_動物が命あるのもであることを十分に認識した\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_適正な飼育管理に努め、「人と動物がの共生する地域社会」実現のための飼い主責任を履行する。

④ 県民の役割

県民は、この計画を理解し、「人と動物がの共生する地域社会」実現のために必要な協力を行う。

⑤ 公益社団法人茨城県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の役割

県獣医師会は、公益的な職能団体として専門的な立場から、公衆衛生の向上、動物愛護文化の普及発展の面からこの計画を

推進する。

⑥ 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、日常的な活動を通じてこの計画を推進するため、動物の愛護や適正飼養、繁殖制限等に関する知識の普及啓発や、犬猫等の譲渡に関する相談対応、災害時における動物の避難、保護等に関する施策への協力等を行う。

⑦ 民間団体等の役割

動物愛護活動を行う民間団体及び個人ボランティアは、この計画の推進にあたって、行政や飼い主に対し実施可能な支援及び協力を行う。

⑧ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者(以下「動物取扱業者」という。)の役割

動物取扱業者は、法令を遵守し、飼養者の模範となるよう適正な飼養管理を行うとともに、その業務を通じて動物の飼育希望者又は飼育者等に対する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力する。

⑨ 幼児教育・学校教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童・生徒に対する動物愛護管理教育に努め、この計画を推進する。

⑩ その他関係者の役割

実験動物、産業動物を含む動物を扱う全ての関係者は、この計画の推進に協力する。

5 茨城県の動物愛護の現況

~~(1) 動物愛護関係指標の現況~~

※ (5) へ移動

推進する。

⑥ 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、日常的な活動を通じてこの計画を推進する

⑦ 民間団体等の役割

動物愛護活動を行う民間団体及び個人ボランティアは、この計画の推進にあたって、行政や飼い主に対し実施可能な支援及び協力を行う。

⑧ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者(以下「動物取扱業者」という。)の役割

動物取扱業者は、その業務を通じて動物の飼育希望者又は飼育者等に対する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力する。

⑨ 幼児教育・学校教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童に対する動物愛護教育に努め、この計画を推進する。

⑩ その他関係者の役割

実験動物、産業動物を含む動物を扱う全ての関係者は、この計画の推進に協力する。

5 茨城県の動物愛護の現況

(1) 動物愛護関係指標の現況

① 犬及び猫の殺処分頭数

茨城県の犬の殺処分頭数は、平成16年度には8,837頭であったものが平成25年度には2,158頭と大幅に減少(75.6%減)しているものの、平成17年度から平成24年度の8年間連続で全国ワーストであり、平成25年度はワースト2位と依然として多い状態が続いています。

一方、茨城県の猫の殺処分頭数は、平成16年度には5,280頭であったものが平成25年度には2,773頭へ減少(47.5%減)しているものの、犬に比べると減少率が低く、新たな課題と

④ (1) 犬及び猫の引取頭数

茨城県の犬及び猫の引取頭数は、平成16年度には4,371頭であったものが平成25年度には934頭と大幅にいずれも減少(78.6%減)し、概ね数値目標を達成していましたが、~~ました。~~

また、同期間に猫は5,292頭から3,038頭へ減少(42.6%減)しました。

猫の引取頭数のうちについては、約9割が飼い主不明の子猫であり、その対策が急務となっています。

なお、平成26年度の引取頭数は、犬で558頭、猫で2,645頭となっております。

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度 数値目標	達成率
犬	934頭	204頭	300頭未満	147%
猫	3,038頭	1,338頭	1,200頭未満	89.7%
計	3,972頭	1,542頭	1,500頭未満	97.3%

④ (2) 犬の捕獲頭数

茨城県の犬の捕獲頭数は、平成16年度には4,681頭であったものが平成25年度には2,181頭へ約4割減少(53.4%減)しましたが、全国順位でワーストになっています。茨城県は住宅の敷

なっております。

② 犬及び猫の引取頭数

茨城県の犬の引取頭数は、平成16年度には4,371頭であったものが平成25年度には934頭と大幅に減少(78.6%減)しました。

また、同期間に猫は5,292頭から3,038頭へ減少(42.6%減)しました。

猫の引取頭数のうち約9割が飼い主不明の子猫であり、その対策が急務となっています。

なお、平成26年度の引取頭数は、犬で558頭、猫で2,645頭となっております。

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度 数値目標	達成率
犬	934頭	204頭	300頭未満	147%
猫	3,038頭	1,338頭	1,200頭未満	89.7%
計	3,972頭	1,542頭	1,500頭未満	97.3%

③ 犬の捕獲頭数

茨城県の犬の捕獲頭数は、平成16年度には4,681頭であったものが平成25年度には2,181頭へ、減少(53.4%減)しましたが、全国順位でワーストになっています。茨城県は住宅の敷

地面積が広く、雪があまり降らないなど比較的温暖な気候なので、犬が外で飼われる場合が多く、放し飼いや逸走、みだりに繁殖することが原因となり捕獲頭数が他県と比較して多いと推測されます。

なお、平成26年度の犬の捕獲頭数は、2,048頭となっております。

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度 数値目標	達成率
犬	2,181頭	1,217頭	1,000頭未満	82.2%

④ (3) 犬及び猫の返還頭数

茨城県の犬及び猫の返還頭数は、平成16年度の111頭(返還率2.3%)から平成25年度には139頭(返還率6.4%)へ増加しているものの、返還率の全国順位がワースト1位でした。令和元年度151頭で、返還率(返還頭数/子犬・子猫を除く所有者不明引取頭数+捕獲頭数)が16.3%となっております。

また、飼い主不明として引き取る猫は、動物指導センターホームページで収容情報を公表しておりますが、ほとんどが負傷した猫や産まれたばかりの子猫に限られていることから、本来の飼い主への返還に至るというような実績はほとんどありませんが、収容した負傷猫については飼い主がいる可能性があるため、動物指導センターホームページで平成25年9月から収容情報の公表を始めました事例は少ない状況です。

なお、平成26年度の犬の返還頭数は、146頭(返還率7.1%)となっておりますが、全国集計は出ておりません。

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度 数値目標	達成率
犬	139頭	149頭	＝	＝
猫	0頭	2頭	＝	＝
計	139頭	151頭	300頭以上	50.3%

⑤ (4) 犬及び猫の譲渡頭数

茨城県の犬及び猫の譲渡頭数は、平成16年度の117頭から平成25年度には1,159頭令和元年度には2,124頭へ大幅に増加し

地面積が広く、雪があまり降らないなど比較的温暖な気候なので、犬が外で飼われる場合が多く、放し飼いや逸走、みだりに繁殖することが原因となり捕獲頭数が\_\_\_\_\_多いと推測されます。

なお、平成26年度の犬の捕獲頭数は、2,048頭となっております。

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度 数値目標	達成率
犬	_____	_____	_____	_____

④ \_\_\_\_\_ 犬及び猫の返還頭数

茨城県の犬\_\_\_\_\_の返還頭数は、平成16年度の111頭(返還率2.3%)から平成25年度には139頭(返還率6.4%)へ増加しているものの、返還率の全国順位がワースト1位でした。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

また、飼い主不明として引き取る猫は、\_\_\_\_\_，ほとんどが負傷した猫や産まれたばかりの子猫に限られていることから、本来の飼い主への返還に至るというような実績はほとんどありませんが、収容した負傷猫については飼い主がいる可能性があるため、動物指導センターホームページで平成25年9月から収容情報の公表を始めました。

なお、平成26年度の犬の返還頭数は、146頭(返還率7.1%)となっておりますが、全国集計は出ておりません。

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度 数値目標	達成率
犬	_____	_____	_____	_____
猫	_____	_____	_____	_____
計	_____	_____	_____	_____

⑤ 犬及び猫の譲渡頭数

茨城県の犬及び猫の譲渡頭数は、平成16年度の117頭から平成25年度には1,159頭\_\_\_\_\_へ大幅に増加し

ています。これは新たな飼い主を探す活動を行っている動物愛護関係民間団体・個人ボランティア等との協力により譲渡頭数が増加したためです。引き続き、収容した犬猫の譲渡を推進するとともに、譲渡に御協力いただく民間団体・個人ボランティア等の負担を軽減するよう、今後、さらに収容頭数を削減し、返還頭数を増加させる必要があります。

~~平成25年度実績(犬827頭 猫332頭 合計1,159頭)では、犬が全国順位で5番目に多く、犬及び猫の合計では11番目に多い頭数でした。~~

~~なお、平成26年度の譲渡頭数は、犬で704頭、猫で403頭となっておりますが、全国集計は出ておりません。~~

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度 数値目標	達成率
犬	827頭	1,184頭	900頭以上	131.6%
猫	332頭	940頭	300頭以上	313.3%
計	1,159頭	2,124頭	1,200頭以上	177.0%

① (5) 犬及び猫の殺処分頭数

~~茨城県の犬の殺処分頭数は、平成16年度には8,837頭であったものが平成25年度には2,158頭令和元年度には144頭と大幅に減少(75.6%減)しているものの、平成17年度から平成24年度の8年間連続で全国ワーストであり、平成25年度はワースト2位と依然として多い状態が続いています。~~

~~一方、茨城県の猫の殺処分頭数は、平成16年度には5,280頭であったものが平成25年度には2,773頭424頭へ減少(47.5%減)しているものの、犬に比べると減少率が低く、新たな課題となっております。~~

なお、犬及び猫の殺処分頭数については、平成30年度から環境省動物愛護管理事務提要において、3つの区分(①治癒する見込みのない病気等、譲渡することが適切でない、②①以外の殺処分、③収容中の死亡)に分類して計上されることになり、区分②については、平成30年度は犬18頭、猫0頭、令和元年度は犬、猫とも0頭でした。

したがって、譲渡適正のある犬及び猫の殺処分頭数は、「ゼロ」

ています。これは新たな飼い主を探す活動を行っている動物愛護関係 団体 \_\_\_\_\_ 等との協力により譲渡頭数が増加したためです。 \_\_\_\_\_

平成25年度実績(犬827頭 猫332頭 合計1,159頭)では、犬が全国順位で5番目に多く、犬及び猫の合計では11番目に多い頭数でした。

なお、平成26年度の譲渡頭数は、犬で704頭、猫で403頭となっておりますが、全国集計は出ておりません。

_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____

となりました。

また、平成25年度の猫の殺処分頭数は全国順位で14番目に多い頭数でした。

なお、平成26年度の殺処分頭数は、犬で1,751頭、猫で2,218頭となっておりますが、全国集計は出ておりません。

種類	環境省の殺処分分類	平成30年度	令和元年度
犬	① 譲渡することが適切でない	155	75
	② ①以外の殺処分	18	0
	③ 引取り後(収容中)の死亡	62	69
	合 計	235	144
猫	① 譲渡することが適切でない	11	75
	② ①以外の殺処分	0	0
	③引取り後(収容中)の死亡	200	349
	合 計	211	424
犬猫 合計	① 譲渡することが適切でない	166	150
	② ①以外の殺処分	18	0
	③引取り後(収容中)の死亡	262	418
	合 計	446	568

## 6 動物愛護管理推進目標の設定

茨城県の動物愛護管理推進目標を次のように設定します。

目標：犬及び猫の殺処分頭数「ゼロ」~~を目指しての維持~~

犬及び猫について、殺処分を行わなければならない頭数「ゼロ」を動物愛護の推進程度を推し量る指標として設定し、これを究極的な目標とします。

令和元年度に譲渡適性のある犬及び猫ともに殺処分頭数「ゼロ」を達成したことから、これを維持し、また、譲渡適性が低いと判断してやむを得ず行う殺処分の頭数や収容中の死亡頭数についても減少させることを目標とします。

【殺処分頭数「ゼロ」~~を達成するための~~数値目標】

## 6 動物愛護\_\_\_\_推進目標の設定

茨城県の動物愛護\_\_\_\_推進目標を次のように設定します。

目標：犬及び猫の殺処分頭数「ゼロ」を目指して

犬及び猫について、殺処分を行わなければならない頭数「ゼロ」を動物愛護の推進程度を推し量る指標として設定し、これを究極的な目標とします。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

【殺処分頭数「ゼロ」を達成するための数値目標】

~~○ 犬及び猫の殺処分頭数の減少~~

~~県が引取る犬及び猫の頭数並びに捕獲する犬の頭数を減少し、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡を推進し、殺処分頭数を減少させます。~~

~~数値目標 平成35年度~~

~~犬及び猫の殺処分頭数 1,000頭未満~~

~~(参考 平成25年度 犬及び猫の殺処分頭数 4,931頭)~~

~~平成35年度目標：平成25年度比約8割減~~

(1) 譲渡適性があると判断できる犬及び猫の殺処分頭数「ゼロ」を維持

(2) 譲渡適性が低いと判断して行う犬及び猫の殺処分頭数の減少  
 令和元年6月に策定した「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」を踏まえ、著しい攻撃性のあるものや不治の病気に罹患している等の理由により、譲渡適性が低いと判断し、やむを得ず行う犬及び猫の殺処分の頭数削減を推進します。

《犬猫別》 (頭)

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	75	60	40
猫	75	40	10
合計	150	100	50

(3) 収容中に死亡する犬及び猫の頭数の減少

重度の負傷、病気や、幼弱な犬及び猫が収容中に死亡する頭数を減らします。

《犬猫別》 (頭)

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	69	60	50
猫	349	190	100
合計	418	250	150

○ 犬及び猫の殺処分頭数の減少

県が引取る犬及び猫の頭数並びに捕獲する犬の頭数を減少し、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡を推進し、殺処分頭数を減少させます。

数値目標 平成35年度

犬及び猫の殺処分頭数 1,000頭未満

(参考 平成25年度 犬及び猫の殺処分頭数 4,931頭)

平成35年度目標：平成25年度比約8割減

—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

【殺処分を減少させる頭数を減らすための数値目標】

(1) 犬及び猫の引取頭数の減少削減

犬及び猫の引取頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

数値目標 ~~平成35年度 犬及び猫の引取頭数 1,500頭未満~~  
~~(参考 平成25年度 犬及び猫の引取頭数 3,972頭)~~

~~平成35年度目標：平成25年度比約5割減~~

《犬猫別》 (頭)

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	204	120	40
猫	1,338	780	260
合計	1,542	900	300

(2) 犬の捕獲頭数の減少削減

犬の捕獲、抑留頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

数値目標 ~~平成35年度 犬の捕獲抑留頭数 1,000頭未満~~  
~~(参考 平成25年度 犬の捕獲抑留頭数 2,181頭)~~

~~平成35年度目標：平成25年度比約5割減~~

(頭)

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	1,217	720	240

(3) 犬及び猫の返還頭数割合の増加

動物指導センターでの公表情報を活用し、また、市町村や関係機関

【殺処分を減少させるための数値目標】

(1) 犬及び猫の引取頭数の減少

犬及び猫の引取頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

数値目標 平成35年度 犬及び猫の引取頭数 1,500頭未満  
 (参考 平成25年度 犬及び猫の引取頭数 3,972頭)

平成35年度目標：平成25年度比約6割減


(2) 犬の捕獲頭数の減少

犬の捕獲、抑留頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

数値目標 平成35年度 犬の捕獲抑留頭数 1,000頭未満  
 (参考 平成25年度 犬の捕獲抑留頭数 2,181頭)

平成35年度目標：平成25年度比約5割減


(3) 犬及び猫の返還頭数の増加

動物指導センターでの公表情報を活用し、

等と情報共有し、所有者不明として収容した成犬及び成猫の飼い主への返還を増や割合の増加を推進します。

数値目標 ~~平成35年度 犬及び猫の返還頭数 300頭以上~~  
~~(参考 平成25年度 犬及び猫の返還頭数 139頭)~~

~~平成35年度目標:捕獲頭数の3割を返還(平成25年度:約6.4%)~~

《犬猫別》 (％)

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	19.1	30.0	40.0
猫	1.4	5.0	10.0
合計	16.3	25.0	30.0

返還頭数/子犬・子猫を除く、所有者不明引取頭数+捕獲頭数

(4) 犬及び猫の譲渡頭数の増加推進

収容した犬及び猫の生存機会を増やし、適正に終生飼養されることを目的として、新たな飼い主を探す活動を行っている動物愛護関係民間団体、個人ボランティア等と連携し、譲渡適性が低いと判断し、やむを得ず殺処分に至ったもの、収容中の死亡及び飼い主への返還を除いたすべて犬及び猫について譲渡頭数を増やしていきますを進める。

数値目標 ~~平成35年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,200頭以上~~  
~~(参考 平成25年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,159頭)~~

~~平成35年度目標:飼い主不明犬猫の収容のうち約5割を譲渡~~  
~~(平成25年度:約2割)~~

~~【殺処分頭数「ゼロ」を達成するための数値目標の詳細】~~

~~○ 犬及び猫の殺処分頭数の減少~~

~~数値目標 平成35年度 犬及び猫の殺処分頭数 1,000頭未満~~

収容した 犬及び 猫の飼い主への返還を増や します。

数値目標 平成35年度 犬及び猫の返還頭数 300頭以上  
(参考 平成25年度 犬及び猫の返還頭数 139頭)

平成35年度目標:捕獲頭数の3割を返還(平成25年度:約6.4%)

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	19.1	30.0	40.0
猫	1.4	5.0	10.0
合計	16.3	25.0	30.0

(4) 犬及び猫の譲渡頭数の増加

収容した犬及び猫の生存機会を増やし、適正に終生飼養されることを目的として、新たな飼い主を探す活動を行っている動物愛護関係 団体 と連携し、 譲渡頭数を増やしていきます

数値目標 平成35年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,200頭以上  
(参考 平成25年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,159頭)

平成35年度目標:飼い主不明犬猫の収容のうち約5割を譲渡  
(平成25年度:約2割)

【殺処分頭数「ゼロ」を達成するための数値目標の詳細】

○ 犬及び猫の殺処分頭数の減少

数値目標 平成35年度 犬及び猫の殺処分頭数 1,000頭未満

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	8,837	2,158	1,000	400
猫	5,280	2,773	1,400	600
合計	14,117	4,931	2,400	1,000

○ 殺処分を減少させるための数値目標

(1) 犬及び猫の引取頭数の減少

数値目標 平成35年度 犬及び猫の引取頭数 1,500頭未満

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	4,371	934	500	300
猫	5,292	3,038	1,800	1,200
合計	9,663	3,972	2,300	1,500

《成犬, 子犬の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成犬	1,675	570	300	200
子犬	2,696	364	200	100
合計	4,371	934	500	300

《成猫, 子猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成猫	881	337	200	100
子猫	4,411	2,701	1,600	1,100
合計	5,292	3,038	1,800	1,200

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	8,837	2,158	1,000	400
猫	5,280	2,773	1,400	600
合計	14,117	4,931	2,400	1,000

○ 殺処分を減少させるための数値目標

(1) 犬及び猫の引取頭数の減少

数値目標 平成35年度 犬及び猫の引取頭数 1,500頭未満

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	4,371	934	500	300
猫	5,292	3,038	1,800	1,200
合計	9,663	3,972	2,300	1,500

《成犬, 子犬の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成犬	1,675	570	300	200
子犬	2,696	364	200	100
合計	4,371	934	500	300

《成猫, 子猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成猫	881	337	200	100
子猫	4,411	2,701	1,600	1,100
合計	5,292	3,038	1,800	1,200

~~(2) 犬の捕獲頭数の減少~~

~~数値目標 平成35年度 犬の捕獲抑留頭数 1,000頭未満  
《成犬, 子犬の別》~~

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成犬	2,960	1,260	900	600
子犬	1,721	921	600	400
合計	4,681	2,181	1,500	1,000

~~(3) 犬及び猫の返還頭数の増加~~

~~目標 平成35年度 犬及び猫の返還頭数 300頭以上  
《犬, 猫の別》~~

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	111 返還率2.3%	139 返還率6.4%	200 返還率13.3%	300 返還率30.0%
合計	111	139	200	300

~~返還率：犬捕獲頭数／犬返還頭数~~

~~(4) 犬及び猫の譲渡頭数の増加~~

~~目標 平成35年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,200頭以上  
《犬, 猫の別》~~

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	105	827	800	600
猫	12	332	400	600
合計	117	1,159	1,200	1,200

II 各論

1 殺処分「ゼロ」に向けた取り組み

(1) 適正な犬・猫引取業務の推進

【現状と課題】

法第35条第1項では、飼いきれなくなり所有権を放棄された又は遺棄された後に拾得された所有者から犬及び又は猫の引取りを求められたときについて、行政による引取り措置を定められて

(2) 犬の捕獲頭数の減少

数値目標 平成35年度 犬の捕獲抑留頭数 1,000頭未満  
《成犬, 子犬の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成犬	2,960	1,260	900	600
子犬	1,721	921	600	400
合計	4,681	2,181	1,500	1,000

(3) 犬及び猫の返還頭数の増加

目標 平成35年度 犬及び猫の返還頭数 300頭以上  
《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	111 返還率2.3%	139 返還率6.4%	200 返還率13.3%	300 返還率30.0%
合計	111	139	200	300

返還率：犬捕獲頭数／犬返還頭数

(4) 犬及び猫の譲渡頭数の増加

目標 平成35年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,200頭以上  
《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	105	827	800	600
猫	12	332	400	600
合計	117	1,159	1,200	1,200

II 各論

1 殺処分「ゼロ」に向けた取り組み

(1) 適正な犬・猫引取業務の推進

【現状と課題】

法第35条\_\_\_\_では、飼いきれなくなり所有権を放棄された又は遺棄された後に拾得された\_\_\_\_犬及び猫\_\_\_\_について、行政による引取り措置を定め\_\_\_\_て



猫の約90%が飼い主不明の子猫で占められており、その対策が必要となっています。

今後、さらに犬及び猫の引取頭数を削減するためには、所有者からの引取拒否要件を適切に運用し、終生飼養の責務を徹底指導するとともに、所有者の判明しない犬又は猫の引取りについても、当該犬猫の置かれた状況などを十分に聴き取って、法の趣旨に則った引取りを行う必要があります。

#### 【推進方向と計画】

##### ① 県民や飼い主に対する終生飼養の啓発強化

###### ア 引取体制の見直し

- ・ 県内唯一犬又は猫の引取窓口である動物指導センター（水戸市域においては水戸市動物愛護センター）において、の引き取り体制を見直し、事前予約制等により、飼い主への終生飼養の指導を徹底する。（新継）
- ・ 個別の引取り理由などを精査し、法に基づく拒否要件を適切に運用する。（新継）
- ・ 所有者の判明しない猫の引取りを求められた場合の判断材料とするため、県内で取り組まれている地域猫活動やTNR活動に関する情報の積極的な収集を行う。（新）

###### イ 動物の終生飼養の啓発の強化

- ・ 動物の終生飼養に関する啓発を強化する。（継）
- ・ 引取りを依頼する飼い主へ引取られた犬猫が殺処分される実態を知らせる。（新継）
- ・ 県警と連携した捨て犬・猫の防止の啓発を強化する。（新継）

##### ② 行政コストを勘案した引取り手数料額の設定

###### ア 行政コストに応じた飼い主負担による引取り制度の継続

- ・ 法第35条第1項に基づく犬及び猫の有料引取りについて、制度の正しい理解を啓発する。（継）
- ・ 法第35条第4項に基づいて新たな飼い主に譲渡するための取組に要する行政コストなどを勘案し、引取り手数料の見直しを検討する。（新）

##### ③ 市町村別の引取頭数削減目標の設定と削減に向けての実践

###### ア 市町村別引取頭数削減に向けた普及啓発の推進

猫の約90%が飼い主不明の子猫で占められており、その対策が必要となっています。

#### 【推進方向と計画】

##### ① 県民や飼い主に対する終生飼養の啓発強化

###### ア 引取体制の見直し

- ・ 県内唯一の引取窓口である動物指導センターの引き取り体制を見直し、事前予約制等により、飼い主への終生飼養の指導を徹底する。（新）
- ・ 個別の引取り理由などを精査し、法に基づく拒否要件を適切に運用する。（新）

###### イ 動物の終生飼養の啓発の強化

- ・ 動物の終生飼養に関する啓発を強化する。（継）
- ・ 引取りを依頼する飼い主へ引取られた犬猫が殺処分される実態を知らせる。（新）
- ・ 県警と連携した捨て犬・猫の防止の啓発を強化する。（新）

##### ② 行政コストを勘案した引取り手数料額の設定

###### ア 行政コストに応じた飼い主負担による引取り制度の継続

- ・ 法第35条第1項に基づく犬及び猫の有料引取りについて、制度の正しい理解を啓発する。（継）

##### ③ 市町村別の引取頭数削減目標の設定と削減に向けての実践

###### ア 市町村別引取頭数削減に向けた普及啓発の推進

- ・「総論」で設定した動物愛護推進目標を達成するため、平成25-令和元年度実績をベースに市町村別の引取頭数削減目標を別掲（表7～9）のとおり設定し、削減目標達成のための働きかけを行う。（継）

## (2) 収容した犬猫の譲渡の推進

### 【現状と課題】

動物指導センターでは収容した犬猫の生存機会を拡大するため、民間団体、個人ボランティアや動物愛護推進員など多くの関係者の協力を得て、犬及び猫の譲渡事業を実施しており、こうした協力者を通じて、年間 2,000 頭程度 を新たな飼い主へ譲渡しています。

また、改正法及び改正条例前々回の法改正により、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡を進めることが規定された明記されたことから、譲渡手段等の多様化に取り組むことが必要です。

### 【推進方向と計画】

#### ① 引取った犬及び猫の生存機会の拡大のための譲渡推進

県が収容した犬及び猫の生存機会拡大のため新たな飼い主への譲渡事業を推進する。

- ・ 民間団体、個人ボランティアへの譲渡の拡大を図る。(新継)
- ・ ~~県域を越えた自治体間の広域譲渡の推進を図る。(新)~~
- ・ 県が抑留した犬で動物指導センターが、保護・収容した動物で、返還の申し出がなかった成犬動物の譲渡を推進する。(新継)
- ・ 動物指導センターに収容された犬のうち、人への警戒等の問題行動を示す犬のトレーニングを行い、問題行動の是正及び譲渡適性の向上を図ることにより譲渡を推進する。(新)

#### ② 譲渡犬・猫への不妊去勢手術の実施

- ・ 動物指導センターが、一般県民に対して譲渡する成犬、成猫については、一定の条件のもと、不妊去勢手術を実施後譲渡する。(新継)
- ・ 動物指導センターに収容された犬猫を民間団体、個人ボランティアに譲渡する際、一定の条件のもと、希望により、動物指導センターにて不妊去勢手術を行う、若しくは、動物指導セン

- ・「総論」で設定した動物愛護推進目標を達成するため、平成25年度実績をベースに市町村別の引取頭数削減目標を別掲（表6～8）のとおり設定し、削減目標達成のための働きかけを行う。（継）

## (2) 収容した犬猫の譲渡の推進

### 【現状と課題】

動物指導センターでは収容した犬猫の生存機会を拡大するため、民間団体、個人ボランティアや動物愛護推進員など多くの関係者の協力を得て、犬及び猫の譲渡事業を実施しており、こうした協力者を通じて、年間 1,000 頭程度 を新たな飼い主へ譲渡しています。

また、改正法及び改正条例により、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡を進めることが規定されたことから、譲渡手段等の多様化に取り組むことが必要です。

### 【推進方向と計画】

#### ① 引取った犬及び猫の生存機会の拡大

県が収容した犬及び猫の生存機会拡大のため新たな飼い主への譲渡事業を推進する。

- ・ 民間団体、個人ボランティアへの譲渡の拡大を図る。(新 )
- ・ 県域を越えた自治体間の広域譲渡の推進を図る。(新)
- ・ 県が抑留した犬で  
返還の申し出がなかった成犬の譲渡を推進する。(新 )

#### ② 譲渡犬・猫への不妊去勢手術の実施

- ・ 動物指導センターが、一般県民に対して譲渡する成犬、成猫については、一定の条件のもと、不妊去勢手術を実施後譲渡する。(新 )

ターが譲渡した犬猫を民間団体、個人ボランティアが動物病院にて不妊去勢手術を行った際の費用の一部を助成する。(新)

## ② 子猫の譲渡推進事業

- ・ミルクボランティア等の協力を得て、可能な限り幼齢な子猫を譲渡に適した日齢まで飼育することにより、譲渡の推進を図る。(新)
- ・搬入作業に人員を配置しがたい登録ボランティア団体に対して、動物指導センター職員が子猫を搬送することにより、譲渡の推進を図る。(新)
- ・県民への適切な猫の譲渡方法について、検討を進める。(新)

## (3) 猫の適正飼養等の推進

### ○ 飼い猫の屋内飼養等の推進

#### 【現状と課題】

飼い猫を屋外で自由にさせる屋外飼養は、その猫が近隣の住宅等で糞尿をしたり、器物を傷付けたりなどの問題を引き起こす事例~~こと~~があり、動物指導センターへも多くの苦情相談が寄せられています。また、屋外飼養の猫は、交通事故~~や他の猫からに遭~~たり、感染症に罹~~る~~たりする可能性もあります。

またそのため、改正条例によりでは、飼い猫を屋内で飼養とすることを飼い主の努力義務として~~いること~~から規定しているところであり、その県民へのさらなる周知が必要です。

#### 【推進方向と計画】

- ① 飼い猫の所有者に対する「屋内飼養」の普及啓発の推進
  - ・改正条例等の趣旨に基づき、飼い猫の所有者等に対し、疾病の感染防止、不慮の事故防止等、猫の健康と安全保持の観点から、猫の適正な飼養管理の3原則「屋内飼養」「不妊去勢の実施」「個体識別措置の実施」について普及啓発し推奨する。(継)
  - ・市町村と協力して猫の苦情が多い地域での啓発を行う。(新継)
  - ・飼い猫の多頭飼養の届出制度を活用し、多頭飼養者へみだりに繁殖しないような飼養方法等についての助言、指導を

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## (3) 猫の適正飼養等の推進

### ○ 飼い猫の屋内飼養等の推進

#### 【現状と課題】

飼い猫を屋外で自由にさせる屋外飼養は、その猫が近隣の住宅等で糞尿をしたり、器物を傷付けたりなどの問題を引き起こす事例~~こと~~があり、動物指導センターへも多くの苦情相談が寄せられています。また、屋外飼養の猫は、交通事故~~や他の猫から~~感染症に罹~~る~~る可能性もあります。

また~~こと~~、改正条例により~~こと~~、飼い猫を屋内飼養とすることを~~いること~~から~~こと~~、その~~こと~~周知が必要です。

#### 【推進方向と計画】

- ① 飼い猫の所有者に対する「屋内飼養」の普及啓発の推進
  - ・改正条例等の趣旨に基づき、飼い猫の所有者等に対し、疾病の感染防止、不慮の事故防止等、猫の健康と安全保持の観点から、猫の適正な飼養管理の3原則「屋内飼養」「不妊去勢の実施」「個体識別措置の実施」について普及啓発し推奨する。(継)
  - ・市町村と協力して猫の苦情が多い地域での啓発を行う。(新)
  - ・飼い猫の多頭飼養の届出制度を活用し、多頭飼養者へみだりに繁殖しないような飼養方法等についての助言、指導を

行う。(新継)

○ 地域猫活動の支援

【現状と課題】

動物指導センターに収容され殺処分される猫の約90% 9割は、飼い主不明の子猫です。これらの特に子猫は野良猫が産んだ子猫も多く、野良猫への不妊去勢手術を実施することで収容される子猫の頭数を削減することができます。

また、野良猫による被害の相談も動物指導センターへ寄せられていますが、飼い主がいないため飼養管理の指導等を行うことができません。

野良猫の問題解決のため、一部の地域では、野良猫を地域猫として飼養する取り組みが行われています。

※地域猫とは（「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」平成22年2月 環境省）

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて大切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

【推進方向と計画】

① 地域猫活動の支援

- ・ ~~地域猫活動のためのガイドラインを作成する。(新)~~
- ・ 地域猫活動を行っている民間団体等を把握し、市町村とも協力して、団体支援を行う。(新継)
- ・ 一定の要件を満たす場合において、県動物指導センターで飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術を実施する地域猫活動を行う上での不妊去勢手術費用の支援及び技術的な支援を行う。(新)

2 動物愛護の普及啓発

(1) 県民への動物愛護意識の啓発

行う。(新)

○ 地域猫活動の支援

【現状と課題】

動物指導センターに収容され殺処分される猫の約90% は、飼い主不明の子猫です。これらの子猫は野良猫が産んだ子猫も多く、野良猫への不妊去勢手術を実施することで収容される子猫の頭数を削減することができます。

また、野良猫による被害の相談も動物指導センターへ寄せられていますが、飼い主がいないため飼養管理の指導等を行うことができません。

野良猫の問題解決のため、一部の地域では、野良猫を地域猫として飼養する取り組みが行われています。

※地域猫とは（「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」平成22年2月 環境省）

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて大切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

【推進方向と計画】

① 地域猫活動の支援

- ・ 地域猫活動のためのガイドラインを作成する。(新)
- ・ 地域猫活動を行っている民間団体等を把握し、市町村とも協力して、団体支援を行う。(新)
- ・ 一定の要件を満たす場合において、県動物指導センターで飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術を実施する。  
。(新)

2 動物愛護の普及啓発

(1) 県民への動物愛護意識の啓発

【現状と課題】

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く県民が、終生飼養の責務、動物の虐待防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要となります。

茨城県は、法第4条に規定する動物愛護週間（9月20日～26日）に因み9月を動物愛護月間として拡大するし、さらには独自に犬猫愛護週間を設定するなど、動物愛護啓発活動を強化してまいりました。

動物愛護月間でこれらの期間中は、動物指導センターが実施機関となつて、県獣医師会、日本愛玩動物協会県支部、動物愛護推進員等の関係者の協力を得て、県民の動物愛護意識の向上のため、終生飼養や繁殖制限等の適正な飼養管理についての啓発に努めるとともに、広報媒体（ポスター、リーフレット、ラジオ広報、県広報誌等）や市町村広報を通じた啓発にも取り組んできました。

~~また、県内では身近な家庭動物として約19万頭の犬が登録されていますが、実際には約29万頭の犬が飼育され、約24万頭の猫が飼育されているものと推定されます。（（一社）ペットフード協会調査結果から推計）~~

そのようななか、本県では、令和元年6月に制定した「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」を踏まえ、譲渡適性があると判断した犬及び猫について、令和元年度の殺処分頭数がゼロとなり、県総合計画の目標を達成したところです。

しかしながら、動物愛護意識の浸透程度を推し量る指標とも言える法第35条に基づく犬及び猫の引取りと条例第12条に基づく犬の捕獲頭数は全国的に見ても未だ高位にあり、全国集計の最新結果である平成2430年度の犬猫合わせた収容頭数は、7,3912,941頭（全国209,387103,983頭）と、全国ワースト第714位に位置するなど、飼い主の終生飼養責任が果たされていない状況にあります。

このため、本県の動物愛護管理行政の現状や殺処分の実態などを通じて、動物が命あるものであることを強く訴え、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、日常生活の中に動物愛護意識を定着させる必要があります。

【推進方向と計画】

【現状と課題】

茨城県は、法第4条に規定する動物愛護週間（9月20日～26日）に因み、9月を動物愛護月間として拡大するなど、動物愛護啓発活動を強化してまいりました。

動物愛護月間では、動物指導センターが実施機関となつて、県獣医師会、日本愛玩動物協会県支部、動物愛護推進員等の関係者の協力を得て、県民の動物愛護意識の向上のため、終生飼養や繁殖制限等の適正な飼養管理についての啓発に努めるとともに、広報媒体（ポスター、リーフレット、ラジオ広報、県広報誌等）や市町村広報を通じた啓発にも取り組んできました。

また、県内では身近な家庭動物として約19万頭の犬が登録されていますが、実際には約29万頭の犬が飼育され、約24万頭の猫が飼育されているものと推定されます。（（一社）ペットフード協会調査結果から推計）

しかし        、動物愛護意識の浸透程度を推し量る指標とも言える法第35条に基づく犬及び猫の引取りと条例第12条に基づく犬の捕獲頭数は全国的に見ても        高位にあり、        平成24        年度の犬猫合わせた収容頭数は、7,391        頭（全国209,387        頭）と、全国        第7        位に位置するなど、飼い主の終生飼養責任が果たされていない状況にあります。

このため、本県の動物愛護管理行政の現状や殺処分の実態などを通じて、動物が命あるものであることを強く訴え、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、日常生活の中に動物愛護意識を定着させる必要があります。

【推進方向と計画】

① 動物愛護の普及啓発を県民運動として展開 ~~(新)~~

動物愛護の普及啓発の取り組みをさらに発展させるため、市町村や県獣医師会、動物愛護推進員、民間団体のほか動物取扱業者や動物関連の教育機関などの動物に関わる全ての関係者との協力関係を構築する強化する。

また、県民運動として動物愛護の普及啓発を展開するため、動物の飼い主のみならず、動物を飼っていない方やこれから動物を飼おうとする方など全ての県民を巻き込みながら、動物愛護の普及啓発を図る。

ア 市町村独自の動物愛護の取り組みに対する働きかけや支援の実施 (継)

イ 市町村での地域イベントを通じて、動物を飼っていない方を含めた県民全般に向けた動物愛護の普及啓発活動の実施 (継)

ウ 県獣医師会の各種イベントにおける動物愛護の普及啓発活動の実施 (継)

エ 動物取扱業者に対し、動物取扱責任者講習会などを通じて、店頭への啓発資材配置など、これから動物を飼う方への動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ (継)

エオ 動物関連教育機関への出前講習などを通じて、将来動物関連の職業に就く可能性の高い動物関連教育機関の生徒に対する動物愛護管理行政への理解と動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ (継)

カ 犬猫の殺処分頭数の減少につながる民間の取組を支援 (新)

キ 動物愛護管理施策に関し、協働できる民間企業との連携 (新)

② 動物の適正な飼養管理の普及

ゼロ条例に基づき、犬又は猫の所有者及び占有者に対し、適切な飼養及び保管についての知識の普及啓発に努める。

ア 家庭動物の適正な飼養管理の知識の普及

- ・犬及び猫に代表される家庭動物の適正な飼養管理についての知識を普及し、「責任ある飼い主」を育成するとともに、終生飼養の徹底、動物の虐待や遺棄を許さない社会環境をつくる。

① 動物愛護の普及啓発を県民運動として展開 (新)

動物愛護の普及啓発の取り組みをさらに発展させるため、市町村や県獣医師会、動物愛護推進員、民間団体のほか動物取扱業者や動物関連の教育機関などの動物に関わる全ての関係者との協力関係を構築する。

また、県民運動として動物愛護の普及啓発を展開するため、動物の飼い主のみならず、動物を飼っていない方やこれから動物を飼おうとする方など全ての県民を巻き込みながら、動物愛護の普及啓発を図る。

ア 市町村独自の動物愛護の取り組みに対する働きかけや支援の実施 \_\_\_\_\_

イ 市町村での地域イベントを通じて、動物を飼っていない方を含めた県民全般に向けた動物愛護の普及啓発活動の実施 \_\_\_\_\_

ウ 県獣医師会の各種イベントにおける動物愛護の普及啓発活動の実施 \_\_\_\_\_

エ 動物取扱業者に対し、動物取扱責任者講習会などを通じて、店頭への啓発資材配置など、これから動物を飼う方への動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ \_\_\_\_\_

エオ 動物関連教育機関への出前講習などを通じて、将来動物関連の職業に就く可能性の高い動物関連教育機関の生徒に対する動物愛護 \_\_\_\_\_ 行政への理解と動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ \_\_\_\_\_

② 動物の適正な飼養管理の普及

ア 家庭動物の適正な飼養管理の知識の普及

- ・犬及び猫に代表される家庭動物の適正な飼養管理についての知識を普及し、「責任ある飼い主」を育成するとともに、終生飼養の徹底、動物の虐待や遺棄を許さない社会環境をつくる。

・適正飼養について、迅速かつ的確に動物の所有者等に指導する「適正飼育指導員」を収容頭数の多い地域に配置する等、体制整備に努める。（新）

イ 動物の終生飼養、犬及び猫の繁殖制限措置の啓発

- ・ 市町村広報を積極的に活用する。（継）
- ・ 動物愛護推進員活動を促進する。（継）

③ 啓発活動の充実

ア 動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組の強化

- ・ 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化を図る。（継）
- ・ 動物愛護推進員活動に対する市町村支援を促進する。（継）

イ 動物愛護週間、茨城県動物愛護月間及び茨城県犬猫愛護週間事業における啓発活動の強化

- ・ 啓発手段の多様化を図る。（継）

ウ 動物愛護関係情報の提供機能の強化

- ・ 動物指導センターホームページの発信内容を充実する。（継）

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/index.html>  
<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/doshise/index.html>

- ・ SNS等を活用した、迅速な情報発信を図る。（新）

エ 動物指導センター施設見学会の実施

小中学生とその保護者等を対象とした親子見学会や一般向けの見学会を実施し、本県の動物愛護管理行政の現状を広く知ってもらおう。（新継）

オ 動物ふれあい教室及びびいのちの教室の実施

小中学校等に動物指導センターの職員等が講師として出向き、動物とのふれあいなどを通じて、本県の動物愛護管理行政の現状や命の大切さなど動物愛護教育を推進する。（継）

~~本カ~~ 動物愛護出前講座（~~仮称~~）の実施

本県の動物愛護管理行政の現状や動物指導センターの業務を広く知ってもらうために、各地域で実施する講演会や対話集会等へ講師として積極的に参加する。（新継）

（2）飼い主への適正飼養の普及啓発

イ 動物の終生飼養、犬及び猫の繁殖制限措置の啓発

- ・ 市町村広報を積極的に活用する。（継）
- ・ 動物愛護推進員活動を促進する。（継）

③ 啓発活動の充実

ア 動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組の強化

- ・ 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化を図る。（継）
- ・ 動物愛護推進員活動に対する市町村支援を促進する。（継）

イ 動物愛護週間、茨城県動物愛護月間及び茨城県犬猫愛護週間事業における啓発活動の強化

- ・ 啓発手段の多様化を図る。（継）

ウ 動物愛護関係情報の提供機能の強化

- ・ 動物指導センターホームページの発信内容を充実する。（継）

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/index.html>

エ 動物指導センター施設見学会の実施

小中学生とその保護者等を対象とした親子見学会や一般向けの見学会を実施し、本県の動物愛護管理行政の現状を広く知ってもらおう。（新）

~~本カ~~ 動物愛護出前講座（仮称）の実施

本県の動物愛護管理行政の現状や動物指導センターの業務を広く知ってもらうために、各地域で実施する講演会や対話集会等へ講師として積極的に参加する。（新）

（2）飼い主への適正飼養の普及啓発

### 【現状と課題】

法では、動物の所有者の責務として、~~改正法では、~~逸走の防止、終生飼養及び、繁殖制限及び所有明示が新たに規定されています。これらの責務規定の徹底が必要ですを県民一人ひとりが遵守しなければなりません。

さらに、県は、条例で「動物の愛護と管理」について細部を定めています。この条例第4条では、動物の生態や習性・生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体・財産に危害を加えたり生活環境を害したりすることがないように飼養管理し、その動物を終生飼育することなどを「動物の所有者の責任」として明示しています。また、犬については市町村と連携し、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射の促進を図るとともに、条例に定められているけい留義務の徹底と健康状態に応じた適度な運動の実施など、飼い犬の所有者の遵守事項について啓発を行ってきました。

しかし、県や市町村へは、放し飼いや糞尿の放置、鳴き声・臭気など不適切な動物の飼育による苦情、飼育中途での動物の放棄や遺棄に関する苦情、飼育能力を超えた多頭飼育についての苦情、飼い主の判明しない中途半端な飼育に対する苦情等、様々な苦情が多数寄せられています。また、平成 26 年度以降、犬による咬傷事故の届出件数が増加に転じており、その主な原因は犬の放し飼い（逸走中）によるものです。県では、平成 30 年に条例を改正し、犬の放し飼いに関する罰則を強化しました。

こうした近隣への迷惑行為を未然に防止し、「人と動物がが共生する地域社会」づくりを進めるため、さらに、動物の適正な飼養管理について普及啓発を推進していく必要があります。

### 【推進方向と計画】

#### ① 動物の適正飼養の普及啓発

ア 動物の習性や生理に応じた適正な飼育管理の普及啓発の推進

- ・法、条例に基づく「逸走防止」、「終生飼養」、「繁殖制限」、「動物の所有者又は占有者の責務等」、「飼い犬の所有者の遵守事項」及び「猫の所有者の遵守事項」の普及啓発に努める。

(継)

### 【現状と課題】

動物の所有者の責務として、~~改正法では、~~逸走の防止、終生飼養及び 繁殖制限が新たに規定されました。これらの責務規定の徹底が必要です。

さらに、県は、条例で「動物の愛護と管理」について細部を定めています。この条例第4条では、動物の生態や習性・生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体・財産に危害を加えたり生活環境を害することがないように飼養管理し、その動物を終生飼育することなどを「動物の所有者の責任」として明示しています。また、犬については市町村と連携し、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射の促進を図るとともに、条例に定められているけい留義務の徹底と健康状態に応じた適度な運動の実施など、飼い犬の所有者の遵守事項について啓発を行ってきました。

しかし、県や市町村へは、放し飼いや糞尿の放置、鳴き声・臭気など不適切な動物の飼育による苦情、飼育中途での動物の放棄や遺棄に関する苦情、飼育能力を超えた多頭飼育についての苦情、飼い主の判明しない中途半端な飼育に対する苦情等、様々な苦情が多数寄せられています。

こうした近隣への迷惑行為を未然に防止し、「人と動物がが共生する地域社会」づくりを進めるため、さらに、動物の適正な飼養管理について普及啓発を推進していく必要があります。

### 【推進方向と計画】

#### ① 動物の適正飼養の普及啓発

ア 動物の習性や生理に応じた適正な飼育管理の普及啓発の推進

- ・法、条例に基づく「逸走防止」、「終生飼養」、「繁殖制限」、「動物の所有者又は占有者の責務等」、「飼い犬の所有者の遵守事項」及び「猫の所有者の遵守事項」の普及啓発に努める。

(継)



・多頭飼養に関する問題の解決にあたっては、状況に応じて、県及び市町村の福祉担当課等の関係部署、関係団体等との連携を図る。(新)

カ 動物由来感染症等に関する正しい知識の普及啓発

・市町村や県獣医師会と協力し、狂犬病に関する正しい知識を普及啓発して、狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の徹底を図る。(継)

・動物由来感染症や新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に関する正しい知識をホームページやSNS等各種メディアを活用して発信し、普及啓発を図る。(継)

・ペットショップなど動物取扱業者を通じた県民への啓発に努める。(継)

3 動物愛護を担うひとりづくり

(1) 動物愛護推進員の育成

【現状と課題】

茨城県は平成13年12月、全国に先駆けて、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と見識識見を有するボランティアを法第38条に基づく「動物愛護推進員(以下「推進員」といいます。)」として委嘱しました。

動物愛護推進員は、地域での日常生活を通じて、動物の愛護と適正な飼養管理の重要性についての啓発活動や繁殖制限措置に関する助言等、法に掲げる活動に従事していただいています。

動物愛護を県民運動としてさらに高揚発展させるうえでも、動物愛護推進員活動は極めて重要な役割を果たすこととなります。このため、推進員のさらなる資質の向上と均質化、動物愛護推進員相互や行政・関係団体との連携強化、地域でのバランスがとれた推進員の人員配置、推進員各種活動の支援体制の構築などを推進する必要があります。

また、推進員の専門知識や経験に応じ、家庭動物、学校飼育動物、その他の動物等、対象分野別の役割機能の分担化も求められています。

この他、動物愛護に係わる多くの関係者に、知識習得のための不断の研鑽が求められています。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

3 動物愛護を担うひとりづくり

(1) 動物愛護推進員の育成

【現状と課題】

茨城県は平成13年12月、全国に先駆けて、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と見識\_\_\_\_を有するボランティアを法第38条に基づく「動物愛護推進員(以下「推進員」といいます。)」として委嘱しました。

\_\_\_\_推進員は、地域での日常生活を通じて、動物の愛護と適正な飼養管理の重要性についての啓発活動や繁殖制限措置に関する助言等、法に掲げる活動に従事していただいています。

動物愛護を県民運動としてさらに高揚発展させるうえでも、\_\_\_\_推進員活動は極めて重要な役割を果たすこととなります。このため、推進員のさらなる資質の向上と均質化、\_\_\_\_推進員相互や行政・関係団体との連携強化、地域でのバランスがとれた推進員の\_\_\_\_配置、推進員\_\_\_\_活動の支援体制の構築などを推進する必要があります。

また、推進員の専門知識や経験に応じ、家庭動物、学校飼育動物、その他の動物等、対象分野別の役割機能の分担化も求められています。

この他、動物愛護に係わる多くの関係者に、知識習得のための不断の研鑽が求められています。

【推進方向と計画】

① 動物愛護推進員活動の強化

ア 推進員の資質向上と連携強化の促進

- ・ 動物愛護推進員実務研修会を開催する。(継)  
全体研修：動物指導センターが開催する研修会（年1回）  
個別会議：活動を行うにあたり必要に応じて実施する会議（適宜）
- ・ 推進員の得意分野を考慮した部会を設置し、動物指導センターが実施するふれあい教室、いのちの教室、しつけ方教室や出前講座等へ協力をしてもらう。(新継)
- ・ 動物愛護出前講座 ~~(仮称)~~への協力(新継)

イ 推進員の地域活動に対する支援

- ・ 活動に必要な知識の習得を目的に、研修会を開催する。(継)
- ・ 活動の活性化を図るため、動物愛護推進員相互の協力、連携体制を整備する。(継)
- ・ 市町村が行う動物の管理・愛護活動において、市町村と推進員との連携を促進するため、動物愛護推進員の活動等に関する情報を市町村に提供する。(継)
- ・ 地区別に市町村、動物愛護推進員等との意見交換会「動物愛護連絡会議(仮称)」をの開催を促進し、会への職員の派遣などを通じて支援する。(新継)
- ・ 動物愛護推進員の中から「災害時動物愛護ボランティアリーダー」の育成を行う。(新)
- ・ 「動物愛護推進員制度」を広く県民に周知し、推進員が活動しやすい環境整備に努める。(継)

ウ 新たな動物愛護推進員の養成及び確保

- ・ 動物愛護推進員養成講習会を開催する。(継)
- ・ 委嘱期間内であっても、意欲ある人材を確保するため、追加委嘱を行う。(継)

(2) 民間団体の育成と強化

【現状と課題】

県内には、犬及び猫の譲渡事業や適正な飼養管理の啓発活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループが多数存在していま

【推進方向と計画】

① \_\_\_\_\_推進員活動の強化

ア 推進員の資質向上と連携強化の促進

- ・ \_\_\_\_\_推進員実務研修会を開催する。(継)  
全体研修：動物指導センターが開催する研修会（年1回）  
個別会議：活動を行うにあたり必要に応じて実施する会議（適宜）
- ・ 推進員の得意分野を考慮した部会を設置し、動物指導センターが実施するふれあい教室、\_\_\_\_\_しつけ方教室や出前講座等へ協力をしてもらう。(新)
- ・ 動物愛護出前講座 ~~(仮称)~~への協力(新)

イ 推進員の地域活動に対する支援

- ・ 活動に必要な知識の習得を目的に、研修会を開催する。(継)
- ・ 活動の活性化を図るため、\_\_\_\_\_推進員相互の協力、連携体制を整備する。(継)
- ・ 市町村が行う動物の管理・愛護活動において、市町村と推進員との連携を促進するため、\_\_\_\_\_推進員の活動等に関する情報を市町村に提供する。(継)
- ・ 地区別に市町村、\_\_\_\_\_推進員等との意見交換会「動物愛護連絡会議(仮称)」を \_\_\_\_\_開催 \_\_\_\_\_する。(新)

- ・ 「動物愛護推進員制度」を広く県民に周知し、推進員が活動しやすい環境整備に努める。(継)

ウ 新たな\_\_\_\_\_推進員の養成及び確保

- ・ \_\_\_\_\_推進員養成講習会を開催する。(継)

(2) 民間団体の育成と強化

【現状と課題】

県内には、犬及び猫の譲渡事業や適正な飼養管理の啓発活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループが多数存在していま

すが、県下全域を活動区域とした法人格のある団体はわずかです。

また、法第 39 条では、動物愛護推進員の委嘱の推進と推進員活動に対する支援等を進めるため、委嘱主体となる県、推進員の推薦母体となり得る動物愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体、市町村等によって構成される「協議会」を組織することができる旨を規定しており、本県では平成 16 年 7 月から設置しています。

これまで、動物愛護活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループの公益的な活動は、本県の動物愛護管理行政を推進するうえで極めて重要な役割を果たしてきました。このことから、本県では、ゼロ条例を制定し、こうした活動をさらに促進するため、犬又は猫の殺処分頭数の減少に資する活動を行う人材や公益的な動物愛護団体の育成と強化が必要となっており努めることを県の責務として明記しました。

#### 【推進方向と計画】

##### ~~(1)~~① 民間団体活動の支援

- ア 動物愛護を目的とする民間団体等との連携促進と活動の支援
- ・ 民間団体等との連携促進と公益活動推進のための協議の場を設置する。(継)
  - ・ 団体の活動拠点の確保について、関係情報の提供等、必要な支援を行う。(継)
  - ・ 県と連携して適正に動物の譲渡に取り組むことができる団体の登録を進める。(新継)

イ 犬猫の殺処分頭数の減少につながる民間の取組を支援する。  
(新)

##### (3) 動物取扱業者の適正化

#### 【現状と課題】

平成 25 年 9 月令和元年 6 月の改正法改正の施行により、動物取扱業の規制が強化され、適正化が図られているところです。従来の動物取扱業である第一種動物取扱業のうち、犬猫等動物の販売業または譲渡しについては、犬猫等健康安全計画を定め、その内容を遵守することや犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等に加え、その他哺乳類、爬虫類、鳥類についても動物種ごとの帳簿へ

すが、県下全域を活動区域とした法人格のある団体はわずかです。

また、法第 39 条では、動物愛護推進員の委嘱の推進と推進員活動に対する支援等を進めるため、委嘱主体となる県、推進員の推薦母体となり得る動物愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体、市町村等によって構成される「協議会」を組織することができる旨を規定しており、本県では平成 16 年 7 月から設置しています。

これまで、動物愛護活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループの公益的な活動は、本県の動物愛護を推進するうえで極めて重要な役割を果たしてきました。\_\_\_\_\_こうした活動をさらに促進するため、\_\_\_\_\_公益的な動物愛護団体の育成と強化が必要となっております  
\_\_\_\_\_。

#### 【推進方向と計画】

##### (1) 民間団体活動の支援

- ア 動物愛護を目的とする民間団体\_\_\_\_\_の連携促進と活動の支援
- ・ 民間団体\_\_\_\_\_の連携促進と公益活動推進のための協議の場を設置する。(継)
  - ・ 団体の活動拠点の確保について、関係情報の提供等、必要な支援を行う。(継)
  - ・ 県と連携して適正に動物の譲渡に取り組むことができる団体の登録を進める。(新\_\_\_\_\_)

##### (3) 動物取扱業者の適正化

#### 【現状と課題】

平成 25 年 9 月\_\_\_\_\_の改正法\_\_\_\_\_の施行により、動物取扱業の規制が強化され、適正化が図られているところです。従来の動物取扱業である第一種動物取扱業のうち、犬猫等\_\_\_\_\_販売業\_\_\_\_\_については、犬猫等健康安全計画を定め、その内容を遵守することや犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等\_\_\_\_\_

の記録が必要になっていきました。

また、新たに営利性の無い第二種動物取扱業の届出制度が導入されました第一種動物取扱業の登録要件の1つである動物取扱責任者の要件の厳格化や事業所以外での対面販売の禁止（業者間取引を除く）、仔犬仔猫の販売日齢の引き上げのほか、今後は、飼養施設等の規模などの具体的な基準が環境省から示されることとなっております。

なお、動物取扱業者は、飼い主との接点となっていることから、動物愛護普及啓発のためにも重要な役割を担っています。

#### 【推進方向と計画】

##### ① 動物取扱業の適正化のための指導の実施

- ・ 動物取扱業監視指導計画を策定する。（新継）
- ・ 犬猫等販売業者の適正化のため、犬猫等健康安全計画の遵守、販売に際しての情報提供や個体ごとの帳簿の備付けの徹底を図る。（新継）
- ・ 動物販売業者に対して、販売に際しての情報提供や動物種ごとの帳簿の備付けの徹底を図る。（新）
- ・ 第一種動物取扱業者の適正化のため、法の基準の周知徹底を図る。（新継）
- ・ 第二種動物取扱業者からの届出の徹底を図り、法の基準の周知を図る。（新継）

##### ② 動物取扱業者の資質能力向上のための研修等の実施

- ・ 動物取扱責任者講習会の受講を徹底する。（新継）

##### ③ 動物取扱業者からの販売時等における動物愛護の普及啓発の推進

- ・ 終生飼養の責務、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢手術の徹底、マイクロチップの装着等による所有明示措置などの適正な飼養管理の推進について、動物取扱業者から飼い主に対して、販売時等に適切な説明を実施するよう指導する。（新）

#### (4) 特定動物飼養者の資質向上適正化

##### 【現状と課題】

令和元年6月の法改正により、特定動物と非特定動物との第一代

が必要になっています。

また、新たに営利性の無い第二種動物取扱業の届出制度が導入されました

。なお、動物取扱業者は、飼い主との接点となっていることから、動物愛護普及啓発のためにも重要な役割を担っています。

#### 【推進方向と計画】

##### ① 動物取扱業の適正化のための指導の実施

- ・ 動物取扱業監視指導計画を策定する。（新）
- ・ 犬猫等販売業者の適正化のため、犬猫等健康安全計画の遵守、販売に際しての情報提供や \_\_\_\_\_ 帳簿の備付けの徹底を図る。（新）
- ・ \_\_\_\_\_ 第一種動物取扱業者の適正化のため、法の基準の \_\_\_\_\_ 徹底を図る。（新）
- ・ 第二種動物取扱業者からの届出の徹底を図り、法の基準の周知を図る。（新）

##### ② 動物取扱業者の資質 \_\_\_\_\_ 向上のための研修等の実施

- ・ 動物取扱責任者講習会の受講を徹底する。（新）

#### (4) 特定動物飼養者の資質向上 \_\_\_\_\_

##### 【現状と課題】

交雑種や異種間の特定動物の交雑種についても特定動物として扱うこととなりました。

特定動物は、万が一、逸走した場合、人への危害の可能性が高く、重大な事故につながりかねません。

また、特定動物の飼養者に対し、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務を茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に規定しており、その周知が必要です。

なお、現在は、動物園に類する展示業者や試験研究機関等以外の販売業者や愛玩目的で飼養または保管しようとする者に対しては、新たな許可は認めておりません。

#### 【推進方向と計画】

- ① 特定動物飼養者の資質向上適正化のための普及啓発
  - ・ 特定動物飼養者に対して、関連法令等のほか、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務とあわせて、個体識別等の実施について周知徹底を図る。（新継）
  - ・ 愛玩目的の新たな飼養または保管の許可は認められないことをホームページなどで周知する。（新）
- ② 特定動物の逸走の通報があった場合の対応
  - ・ 特定動物の逸走に係るガイドラインを作成する時対応マニュアルについて関係部署間での情報共有を図る。（新継）
- ③ 特定動物飼養場所への立入調査
  - ・ 特定動物の飼養場所への定期的な立入調査を実施する。（継）
  - ・ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導する。（新）

#### (5) 行政担当者の資質向上市町村との連携

##### 【現状と課題】

動物の飼育等に関する相談は、動物指導センターだけでなく、市町村へ寄せられることも多くあります。しかし、市町村の担当職員は獣医師等の専門職ではないためその支援が必要です。

これまで、市町村においては、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射に関する事務を所管し、一部の市町村では、ふん害防止

特定動物は、万が一、逸走した場合、人への危害の可能性が高く、重大な事故につながりかねません。

また、特定動物の飼養者に対し、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務を茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に規定しており、その周知が必要です。

#### 【推進方向と計画】

- ① 特定動物飼養者の資質向上のための普及啓発
  - ・ 特定動物飼養者に対して、関連法令等のほか、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務とあわせて、個体識別等の実施について周知徹底を図る。（新）
- ② 特定動物の逸走の通報があった場合の対応
  - ・ 特定動物の逸走に係るガイドラインを作成する。（新）
- ③ 特定動物飼養場所への立入調査
  - ・ 特定動物の飼養場所への定期的な立入調査を実施する。（継）

#### (5) 行政担当者の資質向上

##### 【現状と課題】

動物の飼育等に関する相談は、動物指導センターだけでなく、市町村へ寄せられることも多くあります。しかし、市町村の担当職員は獣医師等の専門職ではないためその支援が必要です。

条例や犬猫の不妊去勢手術の助成金制度、動物愛護管理条例の制定、協議会の設置等に取り組んできました。

一方、それらの事務、事業を担当する職員は、獣医師等の専門職ではありませんが、動物の飼養等に関する相談について、動物指導センターではなく、住民により身近な市町村へ寄せられることも多く、令和元年度の法改正では、指定都市及び中核市以外の市町村にも動物愛護管理担当職員をおくよう努めることとされたところです。

県における動物愛護管理の推進のためには、市町村との連携が不可欠であり、担当職員が動物愛護及び管理に関する知識を深め、能力向上を図る必要があります。

#### 【推進方向と計画】

- ① 行政担当者の資質能力向上のための研修の実施
  - ・ 県及び市町村行政担当者研修会を開催するし、関係法令の解説や他自治体の動物愛護管理事業に関する取組事例の紹介等により能力向上を図る。(継)
- ② 市町村の取組みへの支援
  - ・ ~~(動物愛護管理条例の制定、協議会等の設立、譲渡会開催等)~~に対する技術的な支援を行う。特に協議会の設立については、地域の状況を踏まえ、具体的な設置方法を助言し、すべての市町村での設置を目指す。(新継)
- ③ 市町村における不適正飼養等の問題解決に向けた連携体制の構築
  - ・ 逸走犬の通報や、多頭飼養崩壊等に起因する騒音や悪臭、衛生害虫の発生の相談等、地域住民から迅速な対処が求められる不適正飼養等について、解決が容易でない事例があることから、各市町村において様々な担当部署や関係団体と連携できるよう支援するとともに、指導しやすい体制整備に向け、周辺的生活環境の保全に係る措置を規定している法第25条等、根拠となる条項を市町村へ権限委譲する等検討する。(新)
- ④ 中核市との動物愛護管理業務を含めた連携強化
  - ・ 中核市においては、県とともに動物愛護管理行政を担う立場であることから、より積極的な情報共有等を図る。(新)

#### 【推進方向と計画】

- ① 行政担当者の資質向上のための研修の実施
  - ・ 県・市町村行政担当者研修会を開催する  
\_\_\_\_\_。(継)
- ② 市町村の取組み  
(動物愛護管理条例の制定、協議会等の設立、譲渡会開催等)  
に対する\_\_\_\_\_支援  
\_\_\_\_\_ (新)





- ・ その他、学校飼育動物や産業動物などのについて災害時の対策について検討するように関係機関への働きかけを実施する行う。(新継)

② 災害等緊急時の動物救護体制の整備

- ・ 災害等の緊急事態が発生した場合、県は、被害の程度や災害の規模等を勘案の上、県及び県獣医師会、関係団体で構成する「県被災動物救済本部」を設置し、組織的、かつ体系的にな動物の救援に取り組んでいく。(継)
- ・ 動物愛護推進員へ「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知を図り、災害時の避難所等での動物救護活動支援体制の整備を図る。(新継)

5 学校教育との連携

【現状と課題】

県は、平成元年度から県獣医師会の協力を得て、小学校で飼育している小動物の健診や正しい飼い方の指導を行う「動物ふれあい教室」を開催し、動物とのふれあいを通じて、命の尊さや大切さに関する児童への情操教育に寄与するとともに、動物由来感染症の予防についても啓発を行なってきました。また、学校飼育動物の飼育指導を担当する小学校教諭を対象に、動物の習性に応じた正しい飼い方等に関する研修会を開催するなど、学校教育との連携を図り児童への動物愛護教育を推進してきました。この他、動物愛護の観点から学校飼育動物の飼育管理や取扱いを模範的に行っている小学校を「動物愛護実践校」として表彰しています。

一方、学校側では、飼育動物のけがや病気の際の措置対応や飼育動物の繁殖への対処、さらには季節の変化に応じた飼育の仕方など、その対処について日常的に不安を抱いている状況にもあります。飼育動物のけがや病気、不適切な繁殖や飼育管理などが放置されることは動物虐待にもつながりかねず、児童への情操涵養に逆効果を及ぼす結果となることも危惧されます。

こうした状況に備え、飼育動物の保健衛生対策や適切な飼育管理対策について、学校がいつでも相談できるいわゆる「学校獣医師」の存在が望まれるところです。動物とのふれあいや適正な飼育体験が、次代を担う子どもたちの心を育み、愛護の気風や生命尊重など

- ・ その他、学校飼育動物や産業動物などの災害時の対策について検討するように関係機関への働きかけを実施する。(新)

② 災害等緊急時の動物救護体制の整備

- ・ 災害等の緊急事態が発生した場合、県は、被害の程度や災害の規模等を勘案の上、県及び県獣医師会、関係団体で構成する「県被災動物救済本部」を設置し、組織的、かつ体系的に動物の救援に取り組んでいく。(継)
- ・ 動物愛護推進員へ「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知を図り、災害時の避難所等での動物救護活動支援体制の整備を図る。(新)

5 学校教育との連携

【現状と課題】

県は、平成元年度から県獣医師会の協力を得て、小学校で飼育している小動物の健診や正しい飼い方の指導を行う「動物ふれあい教室」を開催し、動物とのふれあいを通じて、命の尊さや大切さに関する児童への情操教育に寄与するとともに、動物由来感染症の予防についても啓発を行なってきました。また、学校飼育動物の飼育指導を担当する小学校教諭を対象に、動物の習性に応じた正しい飼い方等に関する研修会を開催するなど、学校教育との連携を図り児童への動物愛護教育を推進してきました。この他、動物愛護の観点から学校飼育動物の飼育管理や取扱いを模範的に行っている小学校を「動物愛護実践校」として表彰しています。

一方、学校側では、飼育動物のけがや病気の際の措置対応や飼育動物の繁殖への対処、さらには季節の変化に応じた飼育の仕方など、その対処について日常的に不安を抱いている状況にもあります。飼育動物のけがや病気、不適切な繁殖や飼育管理などが放置されることは動物虐待にもつながりかねず、児童への情操涵養に逆効果を及ぼす結果となることも危惧されます。

こうした状況に備え、飼育動物の保健衛生対策や適切な飼育管理対策について、学校がいつでも相談できるいわゆる「学校獣医師」の存在が望まれるところです。動物とのふれあいや適正な飼育体験が、次代を担う子どもたちの心を育み、愛護の気風や生命尊重など

情操の涵養に大きく寄与していることは言うまでもありません。

### 【推進方向と計画】

#### ① 動物愛護教育の推進

##### ア 小学校等での動物愛護教育の推進

- ・「動物ふれあい教室」を発展させ、動物愛護推進員等の協力による幼児・児童への動物愛護教育を推進する。(新継)
- ・「動物ふれあい教室」の対象を拡大し、中学校での「いのちの教室」を開催を検討する。(新継)
- ・動物愛護推進員の得意分野を考慮した部会を設置し、動物指導センターが実施するふれあい教室、いのちの教室、しつけ方教室や出前講座等へ協力をしてもらう。(再掲)
- ・教育庁が実施する学校飼育動物担当者への「動物飼育研修会」等への協力を行い、動物愛護管理法及び関連法令の周知を図る。(新継)

#### ② 学校飼育動物の飼育支援体制の構築と飼育の適正化の推進

- ア 獣医師や動物愛護推進員などのボランティアを結集し、学校飼育動物の適正な飼育を地域で支援できる体制の構築を図る。
- ・学校飼育動物の適正な飼育を地域で支援できる体制を構築する。(継)

### 6 その他の取り組み

#### (1) 動物愛護推進拠点のあり方と連携

##### 【現状と課題】

県は、狂犬病予防法に基づく業務に加えて旧動物保護管理法（昭和48年制定）及び同法に基づく条例（昭和54年制定）を所管する機関として、昭和54年、笠間市に全国4番目の動物保護管理施設として動物指導センターを設置しました。開設当初からは、引取り収容した犬及び猫の殺処分を担う管理施設としての役割が大きかったのですが、昭和57年からは動物愛護週間にちなんで動物愛護フェスティバルなどの啓発事業を展開するものの、引取り手のない犬や猫を殺処分するための施設としてのイメージが県民に強く定着していますや犬猫の譲渡事業の拡充等、時代の流れとともに動物愛

情操の涵養に大きく寄与していることは言うまでもありません。

### 【推進方向と計画】

#### ① 動物愛護教育の推進

##### ア 小学校等での動物愛護教育の推進

- ・「動物ふれあい教室」を発展させ、動物愛護推進員等の協力による幼児・児童への動物愛護教育を推進する。(新)
- ・「動物ふれあい教室」の対象を拡大し、中学校での開催を検討する。(新)

- ・教育庁が実施する学校飼育動物担当者への「動物飼育研修会」等への協力を行い、動物愛護管理法及び関連法令の周知を図る。(新)

#### ② 学校飼育動物の飼育支援体制の構築と飼育の適正化の推進

- ア 獣医師や動物愛護推進員などのボランティアを結集し、学校飼育動物の適正な飼育を地域で支援できる体制の構築を図る。
- ・学校飼育動物の適正な飼育を地域で支援できる体制を構築する。(継)

### 6 その他の取り組み

#### (1) 動物愛護推進拠点のあり方と連携

##### 【現状と課題】

県は、狂犬病予防法に基づく業務に加えて旧動物保護管理法（昭和48年制定）及び同法に基づく条例（昭和54年制定）を所管する機関として、昭和54年、笠間市に全国4番目の動物保護管理施設として動物指導センターを設置しました。開設当初から、引取り収容した犬及び猫の殺処分を担う管理施設としての役割が大きく、昭和57年からは動物愛護週間にちなんで動物愛護フェスティバルなどの啓発事業を展開するものの、引取り手のない犬や猫を殺処分するための施設としてのイメージが県民に強く定着しています

護を担う施設へと変化しているところです。

この間、平成 12 年には法律の名称が「愛護」に改正され、また、令和 2 年 6 月に施行された改正法では、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する施設（動物指導センター）の位置付けが明確化されるなど、従来にも増して県における動物愛護へのなお一層の取り組みが求められることとなりました。他の自治体においては、動物愛護の普及啓発のための展示機能と公園機能を持つ常設の「啓発施設」を動物愛護管理センター等に設置する傾向にあり、これを動物愛護の推進拠点として幼児・児童の遠足コースにも組み込むなど、動物愛護の心を育むための施策を推進しています。また、全国の動物愛護管理センターの設置状況を見ると、動物の処分施設と啓発愛護施設の機能を併設する都道府県が多い中で、処分施設と啓発施設とを完全に分離して設置し、動物愛護啓発施設のみに特化した動物愛護センターを設置する自治体もあります。

一方、県内には、日立市かみね動物園やアクアワールド大洗があり、これらの施設は、ふだん目にすることのない野生動物や水生生物の生態、その生息する自然環境などについて観察体験し、幅広い年齢層が楽しむことができる動物展示施設としての役割を担っています。また、県の試験研究機関である畜産センター（石岡市）では、乳牛などの畜産動物とのふれあいが楽しめる放牧場や見学広場を整備し、見学者の受け入れを行なっています。各施設では、野生動物や畜産動物について来場者に関心と理解を深めていただくとともに、動物愛護の啓発にも間接的に寄与しています。

動物指導センター開設当時は、公衆衛生の向上増進を目的としておりましたが、40 年が経過した現在では、人と動物のふれあいを求めた動物行政へと変化しており、設置当初から現存する施設は、今日の県民ニーズに十分に対応できているとは言い難い状況にあります。犬猫殺処分ゼロに向けた総合的かつ中長期的対策を検討するため、平成 30 年度に設置した「茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会」の提言においても、「人と動物の共生する地域社会の実現を目指し動物愛護を具現化するためには、動物愛護に特化し、教育機関としての機能も持った新たな拠点となる施設が将来的に必要であると考え、犬猫の収容頭数が年間 3 千頭を超えている現時点においては、まずは動物指導センターへの収容頭数を減らす

この間、平成 12 年には法律の名称が「愛護」に改正され

るなど、従来にも増して動物愛護へのなお一層の取り組みが求められることとなりました。他の自治体においては、動物愛護の普及啓発のための展示機能と公園機能を持つ常設の「啓発施設」を動物愛護管理センター等に設置する傾向にあり、これを動物愛護の推進拠点として幼児・児童の遠足コースにも組み込むなど、動物愛護の心を育むための施策を推進しています。また、全国の動物愛護管理センターの設置状況を見ると、動物の処分施設と啓発愛護施設の機能を併設する都道府県が多い中で、処分施設と啓発施設とを完全に分離して設置し、動物愛護啓発施設のみに特化した動物愛護センターを設置する自治体もあります。

一方、県内には、日立市かみね動物園やアクアワールド大洗があり、これらの施設は、ふだん目にすることのない野生動物や水生生物の生態、その生息する自然環境などについて観察体験し、幅広い年齢層が楽しむことができる動物展示施設としての役割を担っています。また、県の試験研究機関である畜産センター（石岡市）では、乳牛などの畜産動物とのふれあいが楽しめる放牧場や見学広場を整備し、見学者の受け入れを行なっています。各施設では、野生動物や畜産動物について来場者に関心と理解を深めていただくとともに、動物愛護の啓発にも間接的に寄与しています。

ことを最優先に考え、ある程度収容頭数が減少することを見越して、新たな施設の規模や設置場所、衛生や共生に配慮した運営内容等について時間をかけて検討するべきものと考えている」とされているところ。

このような状況を踏まえ、引き続き、しかし、本県には、他自治体で整備されているような、動物愛護を考え実体験できる「啓発施設」は整備されていません。県民誰もがいつでも、家庭動物をはじめとする身近な小動物とのふれあいを通じて、法が示す動物愛護の理念を実体験でき、さらには動物の習性を理解した正しい飼育方法などが学べる総合的な「動物愛護推進拠点」の整備が望まれるところですが、中核市制度と特例市制度の統合など動物愛護管理行政に係る地方公共団体の役割分担を踏まえた将来構想とあわせ、既存の動物園などの動物飼育施設やアニマルセラピーを必要とする福祉施設などとの有機的な連携体制の構築などと絡めて、「動物愛護推進機能のあり方と連携」について十分な検討を進めていく必要があります。

#### 【推進方向と計画】

##### ① 県の動物愛護推進拠点の整備

###### ア 県の動物愛護推進拠点の整備の検討

- ・ 新たな愛護の拠点となる施設の整備を行うことについて、社会情勢や県財政の状況を勘案しつつ、犬猫の保護、譲渡及び教育的な機能を有する新たな愛護の拠点となる施設の整備について検討を重ねていく。(継新)

##### ② 動物愛護推進機能のあり方と連携の検討

- ・ 動物愛護推進協議会等において、動物愛護推進機能のあり方等を検討するための検討会を設置する。
- ・ 動物園との連携、福祉施設との連携など、効率的・効果的な推進機能のあり方を多角的に検討する。(継)
- ・ 動物園等の既存の動物関係の施設や福祉行政分野と連携しながら、効率的・効果的な動物愛護推進機能のあり方を多角的に検討する。併せて動物愛護管理業務についても地域のニーズに応じた動物指導センター機能の充実、先進的な取組を行う市町村等との連携などの検討を進めていく。(新)

しかし、本県には、他自治体で整備されているような、動物愛護を考え実体験できる「啓発施設」は整備されていません。県民誰もがいつでも、家庭動物をはじめとする身近な小動物とのふれあいを通じて、法が示す動物愛護の理念を実体験でき、さらには動物の習性を理解した正しい飼育方法などが学べる総合的な「動物愛護推進拠点」の整備が望まれるところですが、中核市制度と特例市制度の統合など動物愛護管理行政に係る地方公共団体の役割分担を踏まえた将来構想とあわせ、既存の動物園などの動物飼育施設やアニマルセラピーを必要とする福祉施設などとの有機的な連携体制の構築などと絡めて、「動物愛護推進機能のあり方と連携」について十分な検討を進めていく必要があります。

#### 【推進方向と計画】

##### ① 県の動物愛護推進拠点の整備

###### ア 県の動物愛護推進拠点の整備の検討

- ・ 新たな愛護の拠点となる施設の整備を行うことについて、  
検討を重ねていく。(継)

##### ② 動物愛護推進機能のあり方と連携の検討

- ・ 動物愛護推進協議会等において、動物愛護推進機能のあり方等を検討するための検討会を設置する。
- ・ 動物園との連携、福祉施設との連携など、効率的・効果的な推進機能のあり方を多角的に検討する。(継)

(2) 動物由来感染症に関する調査研究の推進

**【現状と課題】**

県は、ペットショップなどの第一種動物取扱業に対して毎年実施する動物取扱責任者講習会において動物由来感染症対策の指導を行っており、具体的な予防対策を指導するなど、動物由来感染症対策を図っているところです。

しかし、近年、ブタ由来の新型インフルエンザの世界的な流行、台湾での52年ぶりの狂犬病の発生等、動物由来感染症の散发事例が各地で新たに報告されていますので、飼育動物の健康管理など保健衛生対策についての啓発、情報収集・提供の拡充・強化が求められています。

動物の愛護及び管理に関する施策について、多くの県民が共感し、自主的な参加を幅広く促すためには、科学的な知見に基づいて展開することも重要となります。

しかし、動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたることから、その知見等を体系的に整理する等、調査研究を推進する必要があります。

**【推進方向と計画】**

① 動物の愛護及び管理に関する情報収集と調査研究等由来感染症に関する正しい知識の普及

ア 狂犬病に関する正しい知識の普及

・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の徹底について、啓発を行う。(新)

イ 動物由来感染症に関する知識の普及

・ ホームページを活用した動物由来感染症情報の発信を行う。(継)

・ ペットショップなど動物取扱業者を通じた県民への啓発に努める。(継)

・ 県や県獣医師会等の関係機関において実施している調査研究事業について、情報収集を行い、体系的に整理をして情報提供に努める。(新)

② 動物由来感染症の情報収集と調査研究等

ア 動物由来感染症に関する情報収集及び提供

(2) 動物由来感染症に関する調査研究

**【現状と課題】**

県は、ペットショップなどの第一種動物取扱業に対して毎年実施する動物取扱責任者講習会において動物由来感染症対策の指導を行っており、具体的な予防対策を指導するなど、動物由来感染症対策を図っているところです。

しかし、近年、ブタ由来の新型インフルエンザの世界的な流行、台湾での52年ぶりの狂犬病の発生等、動物由来感染症の散发事例が各地で新たに報告されていますので、飼育動物の健康管理など保健衛生対策についての啓発、情報収集・提供の拡充・強化が求められています。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

**【推進方向と計画】**

① 動物 \_\_\_\_\_ 由来感染症  
に関する正しい知識の普及

ア 狂犬病に関する正しい知識の普及

・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の徹底について、啓発を行う。(新)

イ 動物由来感染症に関する知識の普及

・ ホームページを活用した動物由来感染症情報の発信を行う。(継)

・ ペットショップなど動物取扱業者を通じた県民への啓発に努める。(継)

② 動物由来感染症の情報収集と調査研究等

ア 動物由来感染症に関する情報収集及び提供

- ・国をはじめとする関係機関と緊密に連携し、動物由来感染症に関する情報収集と提供に努める。(継)

(3) 遺棄や虐待事例等における警察との連携

【現状と課題】

近年、動物虐待等に係る違反容疑の摘発件数が増加しており、依然として悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たないことから、令和元年平成25年9月の法改正により、動物の殺傷、虐待及び遺棄に関する罰則について大幅に強化され愛護動物の遺棄や虐待について、罰則が大幅に引き上げられました。

また、虐待等の摘発は、県や警察への通報等を契機とするものが多く、法改正により獣医師による通報が義務化されたことから、近年、愛護動物の遺棄や虐待事例等に関する事件がニュースとして大きく取り上げられるなど、社会的な問題となっております。今後、このような遺棄や虐待事例等の探知や協力体制について、警察とのさらなる連携強化が必要です。

【推進方向と計画】

① 警察との連携強化

- ・動物の遺棄や虐待、逸走について、発見者が通報する窓口の常時確保等のため、警察との連絡体制を構築する。(新)
- ・事案の内容に応じた情報共有を図るよう、警察との連携強化のための会議等を行う。(新継)

(3.4) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発

【現状と課題】

実験動物の取扱いに関しては、環境省が「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月環境省告示第88号)を定め、動物を飼養及び利用する施設の自主管理により、取扱いの適正化を図る仕組みとなっておりますが、平成25年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表及び可能な限り外部機関等による検証の実施について位置づけています。動物が命あるものであることを踏まえ、その科学上の利用の目的を達することができる範囲において、適切な措置等を講じることが課題となっております。

- ・国をはじめとする関係機関と緊密に連携し、動物由来感染症に関する情報収集と提供に努める。(継)

※(5)を参照

(3) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発

【現状と課題】

実験動物の取扱いに関しては、環境省が「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月環境省告示第88号)を定め、動物を飼養及び利用する施設の自主管理により、取扱いの適正化を図る仕組みとなっておりますが、

動物が命あるものであることを踏まえ、その科学上の利用の目的を達することができる範囲において、適切な措置等を講じることが課題となっております。



このような遺棄や虐待事例等の探知や協力体制について、警察とのさらなる連携\_\_\_\_が必要です。

【推進方向と計画】

① 警察との連携強化

- 
- 
- \_\_\_\_\_連携強化のための会議等を行う。(新)